

第68回国連総会第3委員会

議題28：「女性の地位向上」

(a)「女性の地位向上」及び(b)「北京フォローアップ」

鷺見八重子政府代表顧問によるステートメント（和文仮訳）

平成25年10月14日

日本は、安倍政権の下、女性をめぐる問題への取組を強化しているところです。9月26日の国連総会の一般討論演説において安倍総理から表明したように、日本は、女性をめぐる国際課題に積極的に取り組み、「女性が輝く社会」構築に尽力していく考えです。①女性の社会進出と能力強化、②女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障分野における女性の参画・保護の三つの柱を立て、今後3年で30億ドルを超すODAを実施する考えです。

日本は、これまで、UN Women執行理事会副議長国として、同機関の活動に積極的に貢献しています。財政面においても、UN Womenへのコア拠出のほか、本年リビアにおける女性に対する暴力への対応のため、「女性に対する暴力撤廃のための国連信託基金」へ100万ドルを拠出しました。日本は、引き続きUN Womenの活動を尊重し、有力貢献国の一つとなることを目指し、ムランボ＝ヌクカ新事務局長率いるUN Womenとの協力関係を強化していく考えです。

より効果的に平和な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆるフェーズで女性の参画を確保し、女性の視点を入れることが重要です。そのような観点から、国連安保理決議第1325号に基づく女性・平和・安全保障に関する日本の「行動計画」の策定を鋭意進めています。そこでは、紛争予防、性的暴力を受けた被害女性の保護、平和構築・復興プロセスといった場面における女性の参画を推進するため、日本としてとるべき措置について、市民社会とも連携して盛り込んでいく予定です。

紛争下の性的暴力についても、日本として看過すべきではない問題と考えており、これまでも、リビア、ソマリア、中央アフリカ等における性的暴力の防止・被害者支援を実施しています。先般国連総会のサイドイベントで公表された宣言が、114カ国ものエンドースを得たことを喜ばしく思います。日本は、この分野において、UN Women、ICC、紛争下の性的暴力に関する国連事務総長特別代表とも緊密な協力を図りながら、紛争下の性的暴力予防及び被

害者支援に取り組む考えです。

日本は、一昨年3月の東日本大震災からの復興プロセスにおいて、男女共同参画の視点を重視しています。この努力の一環として、日本は第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議を提出し、採択されました。自然災害における女性に関する様々な課題に関する議論を継続して行うため、来年3月の第58回国連婦人の地位委員会において、「自然災害とジェンダー」決議を再び提出する予定です。

日本は、日本国内における女性の地位向上に取り組むべきであることを認識しています。このような国際的な取組と並行して、国内における取組も強化していきます。先般、日本は、米国提案の「平等な未来パートナーシップ」の趣旨に強く賛同し、9月23日に開催された本件関連会合において、岸田外務大臣から、本パートナーシップへの参加を表明しました。同会合において、日本は、3つのコミットメント、①男女が共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、②女性の活躍推進や仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与、③政策・方針決定過程における女性の指導的地位に占める割合を2020年までに少なくとも30%にすることを表明しました。

また、女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長をさせていく上で不可欠、との認識に基づき、本年6月には、結婚・出産・子育て期の女性の就業の中断を示す「M字カーブ問題」の解消に向け、女性が活躍できる環境整備を推進すること等を含んだ「日本再興戦略」が閣議決定されました。日本は、25歳から44歳の女性について、2020年の就業率を、2012年の水準から約5ポイント向上させた73%とすることを目指します。

国際的な取組と国内的な取組双方を推し進め、相乗効果を図っていきます。

日本は、加盟国、国際機関、市民社会と共に、引き続き、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現に積極的に取り組んでいく考えです。

(了)